

私たちの共済年金 財政再計算に向けて

来年は、組合員の皆さまが加入している共済年金の「財政再計算」を行うことが予定されています。

今回は、財政再計算についてご理解を深めていただくために、共済年金の財政の現状等を紹介します。今後とも財政再計算に関する情報を、広報紙KKRやリーフレットなどで提供していきたいと考えています。

財政再計算とは…

共済年金制度の運営は、組合員が納める掛金や国の負担金などの収入と年金を支給するための支出とが長期的に均衡し安定していなければなりません。

収入と支出は、過去の経験値などに基づいて将来を予測して計算しますが、5年ごとに算定基礎を見直し、将来、支出する年金と保険料が見合うように計算し直すことを財政再計算といいます。

なお、平成16年に予定されている財政再計算は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の間で、財政単位の一元化を前提に実施することとされています。

目次

・ 財政再計算とは	1
・ 組合員数や年金受給権者数の現状は	2
・ 組合員と年金受給権者の年齢構成は	3
・ 収入と支出の現状は	4
・ 現在の掛金率は	5
・ 国共済と地共済との財政単位の一元化とは	6
・ 保険料率の将来見通し	7
・ 制度改正は	8

組合員数や年金受給権者数の現状は…

年金を支える側である組合員数や支えられる側である年金受給権者数の増減は、年金財政に大きな影響を及ぼします。

組合員数

組合員数は、昭和56年度末の117万9千人がピークで、その後は定員削減などにより年々減少し、平成14年度末では110万2千人となっています。

年金受給権者数

年金受給権者数は、昭和34年度末は2万人でしたが、その後一貫して増え続け、平成14年度末には、90万6千人となっています。

なお、平成12年度には、地方事務官制度の廃止に伴い、地方職員共済組合から組合員約1万9千人および年金受給権者約1万1千人が移管されました。

成熟度

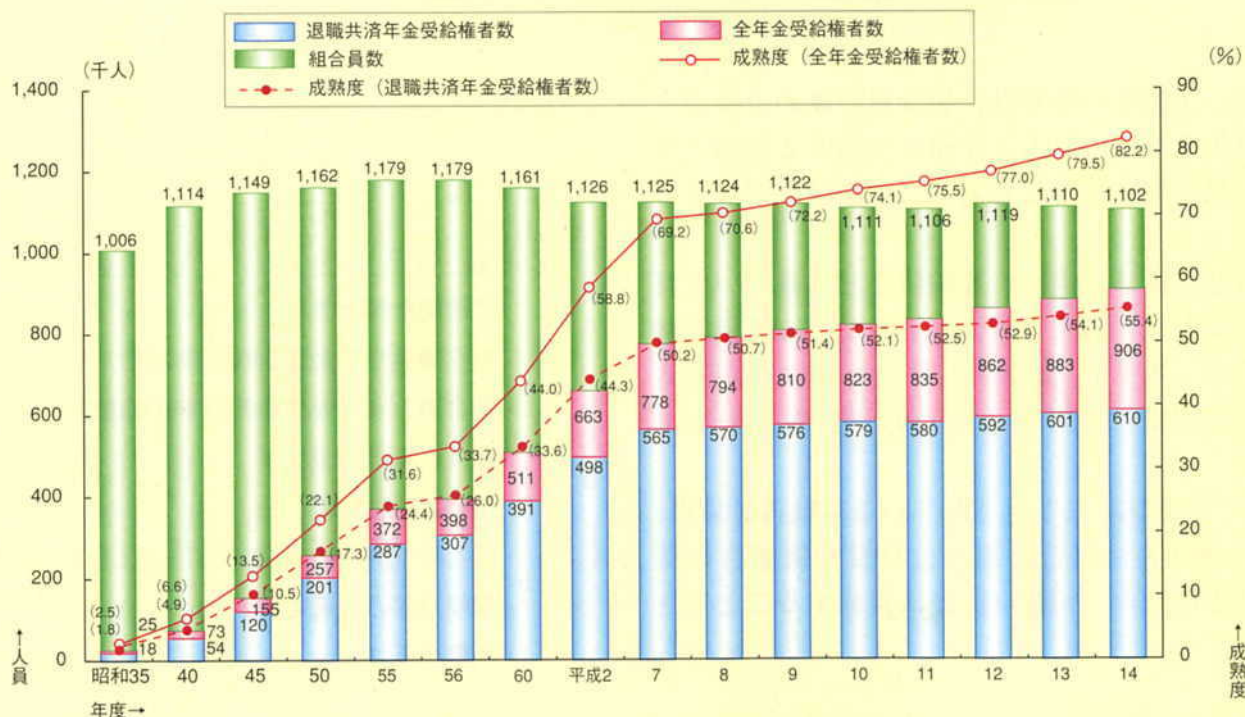
このような変動によって、成熟度(★)は、年々上昇しています。成熟度が上昇することは、年金受給権者1人を支える組合員数が減少することを意味します。

成熟度を全年金受給権者でみると、組合員数のピークであった昭和56年度末には33.7%でしたが、平成14年度末には82.2%となっています。このことは、1人の年金受給権者を3人の組合員で支えていたものが、1.2人で支えるようになったことをあらわします。

★成熟度とは

組合員数に対する年金受給権者数の割合をいいます。
$$\text{成熟度}(\%) = \frac{\text{年金受給権者数}}{\text{組合員数}} \times 100$$

組合員数及び年金受給権者数の推移



(注) 色の部分は、全年金受給権者数のうち、退職共済年金（退職年金及び減額退職年金を含み旧通算退職年金相当の退職共済年金を除く。）の受給権者数を示しています。

組合員と年金受給権者の年齢構成は…

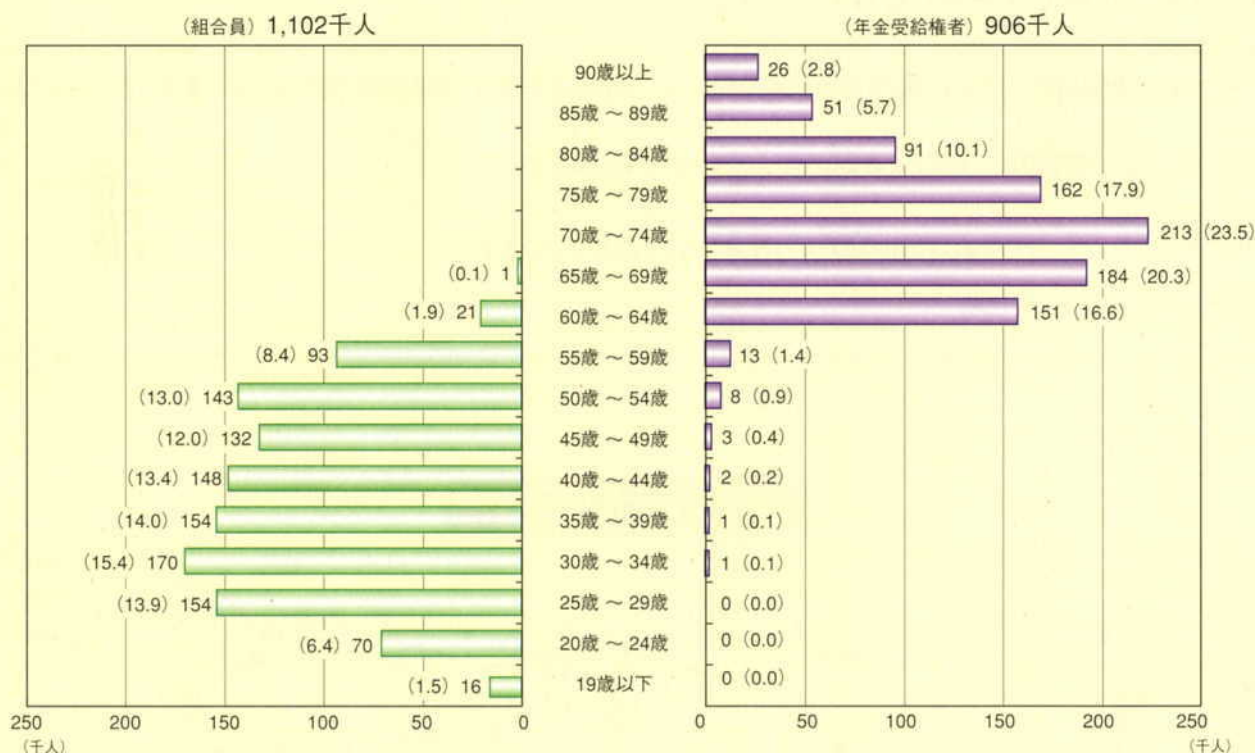
平成14年度末における全組合員の平均年齢は39.7歳となっています。年齢構成をみると、30歳以上35歳未満が全体の15.4%で最も多く、35歳以上40歳未満の14.0%がこれに次いでいます。

また、50歳以上の組合員数は25万8千人で、このうち、55歳以上の人は数年のうちに年金受給権者となり、50歳台前半の人が60歳に到達する平成20年代中盤には、さらに増加すると見込まれます。

一方、年金受給権者の約78%が60歳台と70歳台で、全年金受給権者の平均年齢は5年前と比べて2歳高い71.9歳となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」では、約10年後における72歳の平均余命は男女で異なりますが、現在より1年前後伸びると推計していますから、年金受給権者の高齢化はさらに進むものと予想されます。

組合員及び年金受給権者の年齢別分布状況（平成14年度末）



(注) () 内は、構成割合 (%) を示しています。



収入と支出の現状は…

収入

収入は、5年ごとに行われる財政再計算に基づく保険料率の引き上げなどにより年々増加していましたが、平成11年の財政再計算時に保険料率が据え置かれたことから、その後は、ほぼ横這いで推移しています。

なお、平成12年度は、地方事務官の移管金1,436億円を受け入れたため増加しています。

支出

支出は、年金受給権者の増加などにより年々増加しています。このため、平成3年度以降は、単年度の支出を賄うためその年度の掛金・国等の負担金を合せた保険料(★1)などのほか、積立金の運用収入の一部を充当しています。

収支割合

収入に対する支出の割合を表わす収支割合(★2)は、年金受給権者の増加などにより年々上昇しており、平成14年度では99%になっています。

★1 保険料とは

年金の給付費用に充てるために拠出する額を保険料といい、組合員と事業主である国等が折半して負担することになっています。

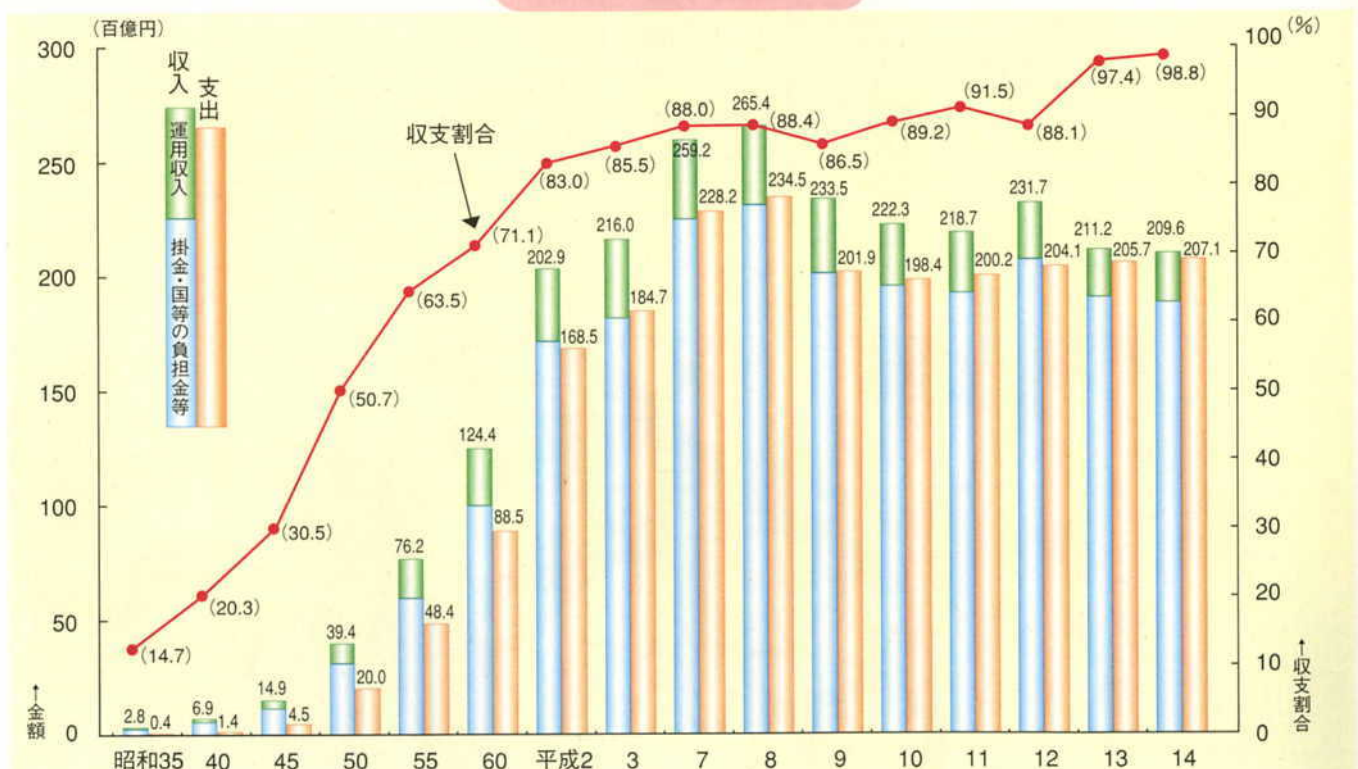
組合員が納める額を掛金、事業主である国等が負担する額を負担金といいます。

★2 収支割合とは

その年度の収入が、その年度の支出にどれだけ充当されているかをいいます。

$$\text{収支割合(\%)} = \frac{\text{支出}}{\text{収入}} \times 100$$

収支状況の推移



現在の掛金率は…

昭和34年に共済年金制度が発足して以来、財政再計算は、平成11年まで5年ごとに8回行われました。

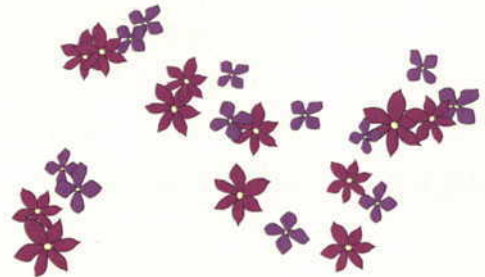
掛金率(★)は、昭和39年と昭和44年の財政再計算では据え置かれていましたが、昭和49年から①厚生年金に準じて物価スライド制の導入、②組合員の急激な負担増を避けるため保険料の一部を将来世代が負担する措置が講じられてきたことなどから、財政再計算ごとに引き上げられてきました。

また、平成11年の財政再計算では、他の公的年金と同様に、当時の社会経済情勢に配慮して掛金率が据え置かれました。

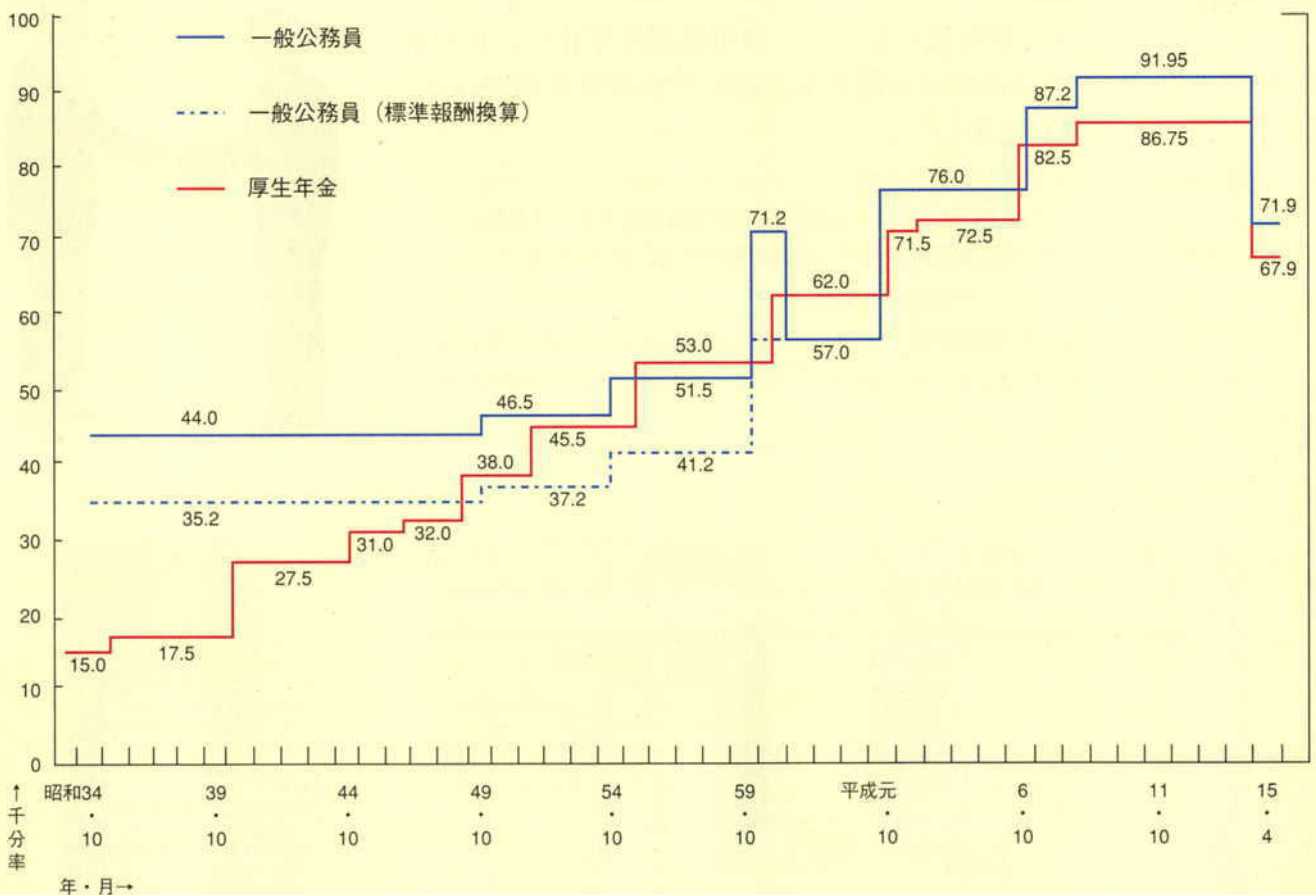
15年4月からは総報酬制になったことに伴い、掛金率は千分の71.9となっています。

★ 掛金率とは

標準報酬の月額および標準期末手当等の額に対する掛金の割合を掛金率といいます。



掛金率の推移



(注) 1. ---の部分、昭和60年度までの掛金率を標準報酬を基準に換算しています。

(掛金率は、昭和60年度までは本俸を基準に決められていましたので、昭和61年度以降と同じ標準報酬基準で換算しています。)

2. 掛金率には、日本鉄道共済組合が支給する年金に対して財政支援するための長期給付財政調整事業に係る分(昭和60年5月から昭和61年3月までは、本俸基準で千分の5.3、昭和61年4月から平成元年の9月までは、標準報酬基準で千分の4.3)は含まれていません。

3. 平成6年の財政再計算による掛金率は、千分の90(保険料率で千分の180)になりましたが、平成6年12月からは千分の87.2、平成8年10月からは千分の91.95と2段階で実施しました。なお、平成15年4月からの掛金率は、総報酬制によるものです。

国共済と地共済との財政単位の一元化とは…

平成13年3月16日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」では、「国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。

このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。」とされた。これを踏まえ具体的な事項については「公務員共済年金財政単位一元化研究会（以下「研究会」という。）」で意見交換が行われ、平成15年6月6日に「考え方」が整理されました。

基本的考え方

組織、制度としては独立したままで、両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本化することにより財政単位を一元化し、その際、両共済が年金給付に支障を来すことのないよう共済制度を全体で支え合う仕組みを作ることとされています。

保険料率の一本化の時期

平成16年から段階的に保険料率の一本化を実施し、平成21年に同一の保険料率とすることとされています。なお、「研究会」において、平成11年財政再計算結果をもとに一本化保険料率を試算したものは、7ページの図のようになります。

財政調整の仕組み

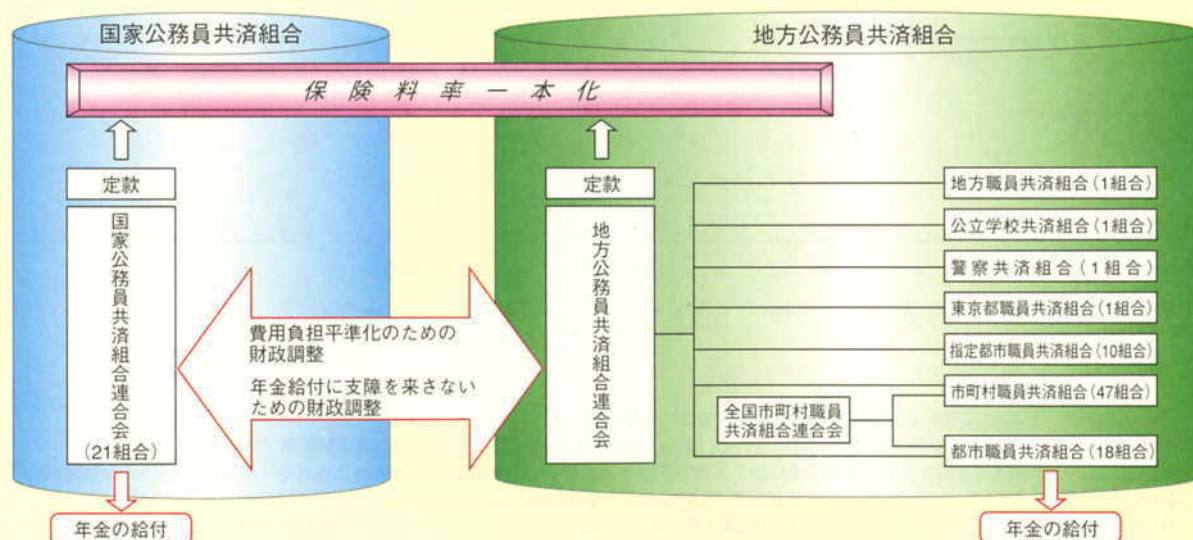
国共済・地共済の両制度間において「費用負担平準化のための財政調整(★1)」と「年金給付に支障を来さないための財政調整(★2)」を行うこととされています。

★1 費用負担平準化のための財政調整とは

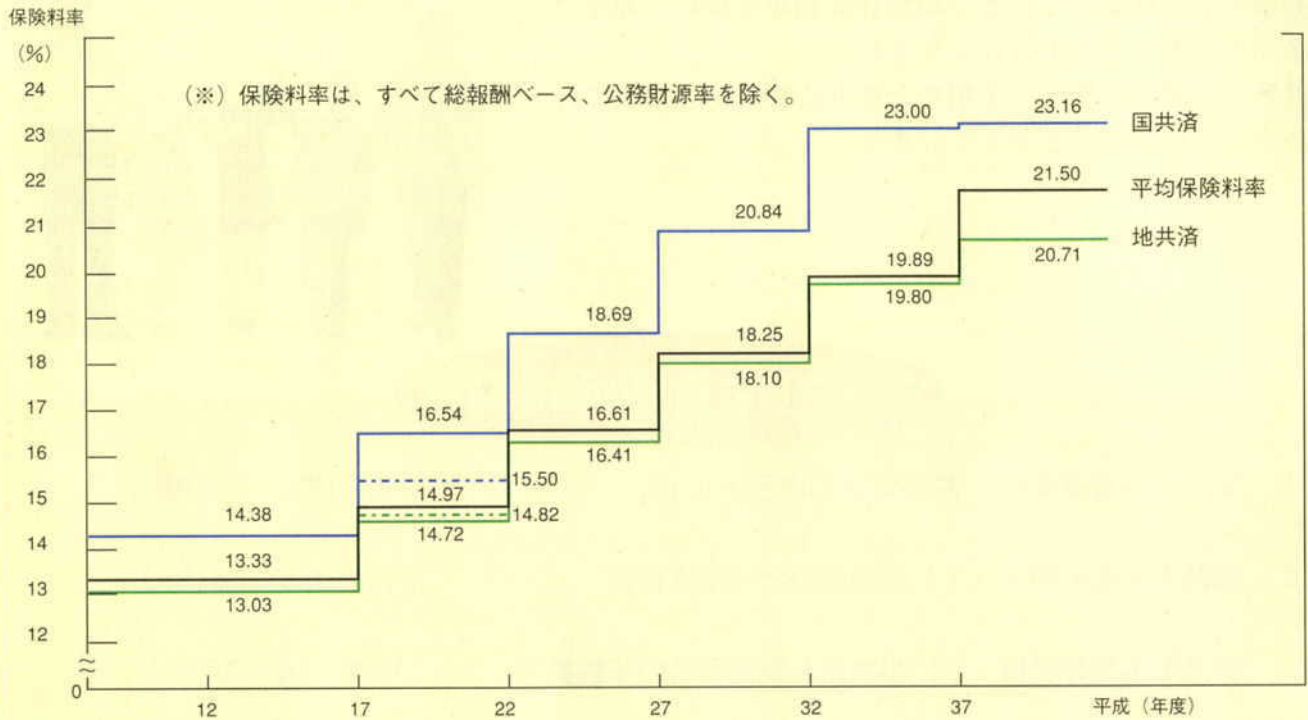
成熟の度合いが異なることによって異なってくる両共済の費用負担を平準化するため、基礎年金部分を除いた独自給付費用に着目して財政調整を行うことをいいます。

★2 年金給付に支障を来さないための財政調整とは

費用負担平準化のための財政調整を行っても、収支に赤字が生じ、将来的に積立金が枯渇することが考えられるため、単年度の収入と支出に着目して、第二の財政調整を行うことをいいます。

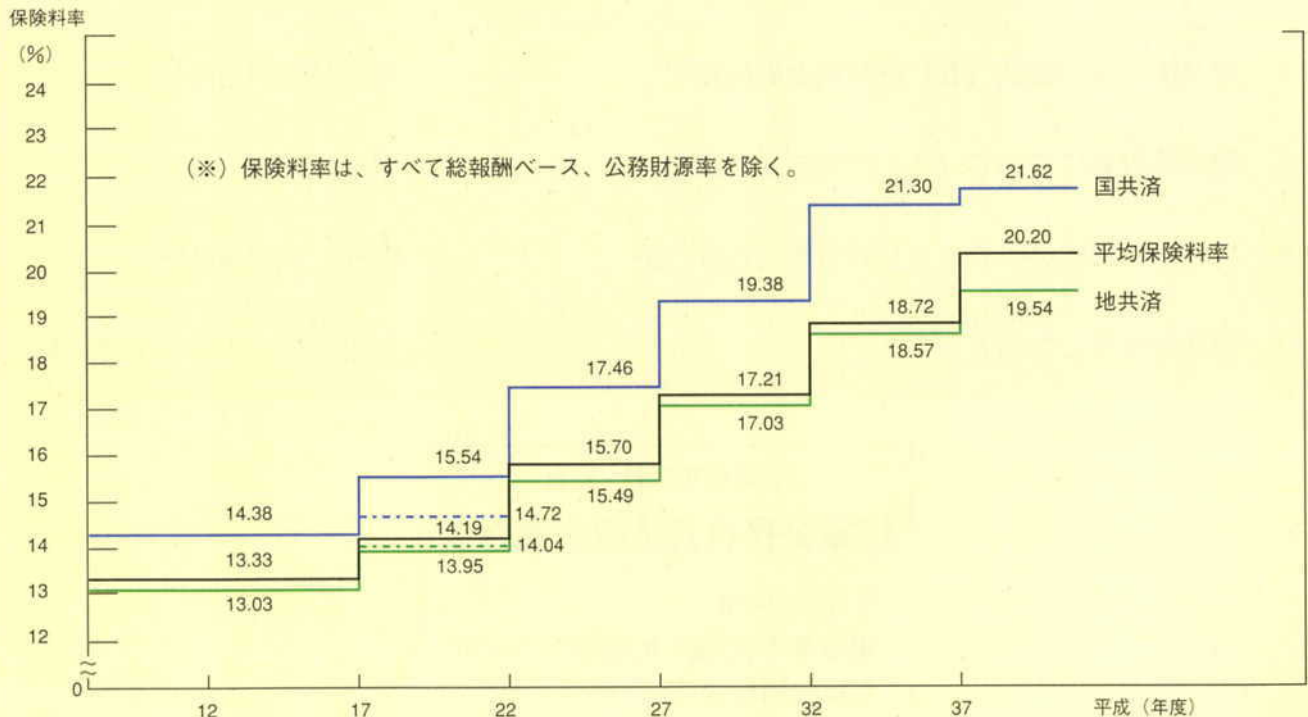


保険料率の将来見通し（国庫負担割合1/3の場合）



- (注) 1.平成12年の改正法を基礎とし、基礎年金拠出金の公的負担割合は1/3の場合である。
 2.国共済及び地共済の保険料率は、5年毎に引き上げるものとしている。
 3.平均保険料率は、国共済と地共済の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定したもので、5年毎に引き上げるものとしている。
 4.基礎率（経済的要素）は、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%、年金改定率2.5%（ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%）としている。
 5.---、---は、激変緩和のため、平成16年から段階的に一本化を実施し、平成21年に同一の保険料とされたための国共済、地共済の保険料率です。

保険料率の将来見通し（国庫負担の割合を1/3から1/2に引き上げた場合）



- (注) 1.平成12年の改正法を基礎とし、基礎年金拠出金の公的負担割合は1/2の場合である。
 2.国庫負担割合1/2の場合についても、上記に記載されている(注)2～5と同様である。

制度改正は…

共済年金制度は、これまで職域加算額等を除いて厚生年金制度に準じて改正されてきました。

共済年金制度に関する事項を今後も広報紙KKRなどでご紹介していきたいと考えています。



「KKR」に掲載の関連記事

- | | |
|---|----------------|
| 1. 私たちの共済年金 共済年金のあらまし | 平成15年 4月号 |
| 2. 国共済年金の現状（1）組合員数と受給権者数 | 平成15年 6月号 |
| 3. 国共済年金の現状（2）組合員と受給権者の年齢構成 | 平成15年 7月号 |
| 4. 国共済年金の現状（3）制度改正と年金額の推移 | 平成15年 8月号 |
| 5. 「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」について | 平成15年 8月号 |
| 6. 国共済年金の現状（4）収支状況の推移 | 平成15年 9月号 |
| 7. 国共済年金の現状（5）地共済との比較 | 平成15年10月号 |
| 8. 財政再計算について（1）目的および経過 | 平成15年11月号 |
| 9. 財政再計算について（2）給付費の推計方法 | 平成15年12月号 |
| 10. 財政再計算について | 平成16年 1月号～（予定） |

平成15年12月 発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081

東京都千代田区九段南1-1-10
九段合同庁舎

電話 03-3222-1841

<http://www.kkr.or.jp>